

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する令和元年度（判）第19号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金149万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年1月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年11月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第17号に該当

被審人は、耐火物その他窯業品の製造販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ヨータイ（以下「ヨータイ」という。）の役員であったが、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度（以下「平成30年3月期」という。）の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益（以下「当期純利益」という。）について、平成29年5月12日に公表がされた直近の予想値（売上高212億円、経常利益14億円、当期純利益9億5000万円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、遅くとも平成30年2月1日午前11時52分頃までに、Bに対し、同社において新たに算出した平成30年3月期の予想値（売上高240億円、経常利益33億円、当期純利益24億円）の公表がされる前に、ヨータイ株式の買付けをさせることにより、同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実が公表された平成30年2月8日より前の同年2月1日午後0時30分、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、ヨータイ株式1万株を買付価額合計669万円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第1号、第2項第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1号、第2号及び第3号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（968円）に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & \{ (968 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\ & - (669 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \} \times 1/2 \\ & = 1,495,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,490,000円となる。